



総合福祉センターの講座

場総合福祉センター

申各申込期間の午前9時～午後5時に②→直接①③④→直接か電話で安城市社会福祉協議会地域福祉課(☎(77)7896)へ

①シニア介護予防講座
「自宅ができる！下半身の筋力トレーニング」

時10月24日(火)・31日(火)、11月7日(火)・14日(火)午後1時30分～3時(全4回)

講長谷川昌弘氏(理学療法士)

対市内在住の概ね65歳以上の人定15人(抽選)

他10月17日(火)以降に全員に抽選結果を通知します

申込期間→10月6日(金)～14日(土)

②シニア介護予防講座
「花と器のマリアージュ」

時①10月27日(金) ⑤11月24日(金)いずれも午前10時30分～11時30分

内自分で工作した花瓶に花を生けます

講はな桃の会

対市内在住の概ね65歳以上の人定各15人(先着)

￥300円

申込開始日①→10月5日(木)⑤→10月27日(金)

③栄養講座「減塩de血管元気！」

時11月16日(木)午前10時30分～11時30分

内減塩方法や適切な塩分量を学ぶ

講同センター職員(管理栄養士)

対市内在住の概ね65歳以上の人定16人(先着)

申込開始日→10月19日(木)

④男性講座
「かんたんヨガでリフレッシュ」

時11月17日(金)・24日(金)、12月1日(金)・8日(金)・22日(金)午前9時30分～11時(全5回)

講山本裕子氏(ヨガインストラクター)

対市内在住の概ね65歳以上の男性定15人(抽選)

他11月1日(木)以降に全員に抽選結果を通知します

申込期間→10月18日(水)～31日(火)



子育て・青少年

10月は「青少年によい本をすすめる県民運動」強調月間

青少年が「優れた本(よい本)」を読み、心の糧にすることは、青少年の創造力、社会性を養うとともに、豊かな人間性を培う上で大きな役割を果たします。

家庭、学校、地域社会で「青少年によい本をすすめる県民運動」を展開し、読書を通じて豊かな心を育み、青少年の健全育成に努めましょう。

◆スローガン「育てよう 豊かな心 読書から」

問青少年の家(☎(76)3432)

ほっと一息サロン
(親の学習会)

時11月11日(土)午後1時30分～4時

内テーマ→親の対応！事例を通して考える

対市内在住・在勤・在学の、不登校やひきこもりに悩む子(義務教育を修了した15～39歳)がいる家族

定25人(先着)

申電話で市若者総合相談窓口あんさぽ(☎090(5002)5229)へ

場問青少年の家(☎(76)3432)

私立高等学校等の授業料を補助

対10月1日時点で、私立高等学校、私立中等教育学校の後期課程又は私立専修学校(修業年限3年で卒業時に高等学校卒業資格が得られる学校)に在籍する生徒の保護者で、市内在住者

※授業料全額免除者、専攻科又は別科在籍者の保護者を除く。
申在籍校でとりまとめを行う場合

→在籍校の指定日までに申請書を在籍校へ提出
在籍校でとりまとめを行わない場合→10月31日(火)までに申請書を持参か郵送(必着)で教育委員会総務課(教育センター内／〒446-0045横山町下毛賀知13-1)へ

問教育委員会総務課(☎(71)2253)



ひとり親家庭おたのしみ会

申込書・申請書 特に記載がない場合は各記事の問合せ先等の配布 窓口・市HPで配布しています。

共通申込事項

申込み時には次の内容を明記してください。
 ●催し名 ●〒住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号



環境・産業

川と海のクリーン大作戦

ふるさとの美しい川や海を子ども達に残すために、地域や自治体が一体となってごみ拾いをします。

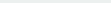
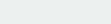
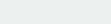
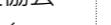
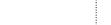
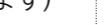
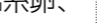
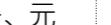
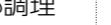
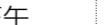
時10月22日(日)午前8時～10時

場矢作川河川敷(川島町 他)

問維持管理課(☎(71)2237)

環境イベント

申10月8日(日)からページ上部の共通申込事項と生年月日を電話か





共通申込事項

申込み時には次の内容を明記してください。
 ●催し名 ●〒住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号

ガーデニング・グリーンカーテンコンテストの写真展示

時 場 10月22日(日)~28日(土)/アンフォーレ本館、11月(日程は未定)
 /明祥プラザ、12月(日程は未定)
 /作野公民館

内 4~8月に募集したコンテストへの応募作品を展示(応募者:ガーデニング部門74人、グリーンカーテン部門30人、合計104人)
 他 10月23日(月)に優秀作品の表彰式を行います

問 工コネットあんじょう(☎ 551315)、公園緑地課(☎ 712244)

エコきちへ行こう

申 ①②④⑥⑦⑩⑪→10月1日(日)~6日(金)にQRコードから申込み

③⑤⑧⑨→10月5日(木)~10日(火)にQRコードか電話で柿田公園管理事務所エコきち(☎ 983784)へ

場 問 柿田公園管理事務所エコきち(☎ 983784)

①ダンボールパズルをつくろう

時 10月21日(土)午前10時~11時
 内 丸形のダンボールでオリジナルのパズルを制作

対 4歳以上の親子

定 5組(抽選)

¥ 1人200円

②ジャックオーランタンをつくろう

時 10月22日(日)午前10時~11時
 内 セロテープの芯を使ったハロウイン飾りの制作

講 社本祐加子氏

対 4歳以上(小学3年生以下は保護者同伴)

定 7人(抽選)

¥ 300円



③第一回環境セミナー

時 10月25日(水)午後1時30分~3時
 内 自然の回復とCO₂の削減の可能性についての講義

講 山内晴雄氏(NPO法人祖父江のホタルを守る会理事長)他

対 18歳以上

定 10人(抽選)

④親子でつくる毛糸モビール

時 10月28日(土)午前10時~11時
 対 小学生以上の親子

10月13日~22日は町を美しくする運動期間

運動期間中の日(10月15日・22日)を「市民清掃の日」と定めます。自宅周辺の清掃、町内会や事業所による清掃活動に協力し、地域のみなさんで住みよい町をつくりましょう。

問 清掃事業所(☎ 763053)

小学生ポスター展

市内小学4年生から募集した「町を美しくする運動」啓発ポスターの特選、入選作品を展示します。

時 10月13日(金)~22日(日)

場 内会場(出品校)→桜井公民館(桜井小・桜林小)、北部公民館(安城北部小・志貴小・里町小)、西部公民館(安城西部小・高棚小・三河安城小)、作野公民館(作野小・今池小)、安祥公民館(安城南部小・祥南小)、東部公民館(安城東部小)、明祥公民館(明和小・丈山小)、二本木公民館(二本木小・梨の里小)、中部公民館(安城中部小・新田小)、昭林公民館(錦町小)、へきしんギャラクシープラザ(桜町小)

申込書・申請書 特に記載がない場合は各記事の問合せ先等の配布 窓口・市HPで配布しています。

共通申込事項

申込み時には次の内容を明記してください。
 ●催し名 ●〒住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号

10月から県最低賃金が時間額1027円に改正されます

現行986円から41円引き上げます。改定最低賃金は、県内の事業所で働く常用、臨時、派遣、パートアルバイト等すべての労働者に適用され、使用者は労働者にこれ以上の賃金を支払わなければなりません。月給制・日給制等、賃金が時間給以外で定められている場合は、1時間当たりの金額に換算して時間額1027円と比較します。

問 刈谷労働基準監督署(☎ 214885)

10月は「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」

県では、毎年10月を「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」と定め、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正な維持管理等を呼びかけています。

生活排水対策は、一人一人の取組みが鍵となります。水環境に優しい取組みを続けていきましょう。

◆身近な生活排水対策

- 食べ残し、飲み残しを減らす
- 三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除く
- 使用済み油は新聞紙等に吸わせて可燃ごみとして捨てる
- 食器や鍋は目立つ汚れを新聞紙等で拭き取ってから洗う
- 洗剤は適量を使う

◆浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は法令により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けなければなりません。浄化槽を適正に維持管理し、大切に使用しましょう。

- 指定検査機関による法定検査を毎年1回受験すること
- 清掃と保守点検を年1回以上行うこと

法定検査申込先(指定検査機関)→

(一財)中部微生物研究所(☎ 0533 762228)

問 環境都市推進課(☎ 712206)

未来を担う若手技能者を認定します!

市内の若手技能者の技術向上と勤労意欲の増進を図り、ものづくり企業が技術力を高めることを目的に、未来を担う若手技能者を「安城未来マイスター」に認定します。

対以下のすべてに該当する人

- 中小企業に勤務する市内在住・在勤者
- 申請年度の前期又は前年度の後期に実施された国家技能検定の特級又は1級の合格者
- 対象となる検定試験の合格発表日時点で40歳未満

問 認定者には認定書及び記念品を贈呈

申 10月31日(火)までに「安城未来マイスター」認定申請書、検定の合格通知はがきの写し、運転免許証又はマイナンバーカードの写し、勤務先を証明する社員証等の写しを持って商工課へ

問 商工課(☎ 712235)

くらし・防災

10月16日~22日は行政相談週間

市では、行政相談委員(総務大臣が委嘱する民間有識者)が、市民の身近な相談相手として対応する行政相談を行っています。

年金、保険、税金、社会福祉、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービス等について、苦情や要望等の相談に応じます。

時 10月17日(火)午後1時~4時

場 市役所相談室

対 市内在住・在勤・在学者

問 市民安全課(☎ 712222)

10月11日~20日は秋の安全なまちづくり市民運動

問 安城警察署(☎ 760110)、市市民安全課(☎ 712219)

日暮れが早くなり、空き巣等の侵入盗、子どもや女性を狙う不審者の発生が多くなる時期です。地域で目を光らせ、安全なまちをつくりましょう。

◆運動の重点

- 特殊詐欺の被害防止
- 侵入盗の防止
- 自動車盗の防止
- 子供と女性の犯罪被害防止
- 暴力追放運動の推進

「特殊詐欺対策装置」購入費の一部を補助!

市が、以下の対策装置購入費の半額(上限7000円)を補助します。

対象となる装置→①自動通話録音装置 ②着信拒否装置 ③①又は②の機能が内蔵された固定電話機(被害防止機能付き電話機)

特殊詐欺の約8割は、自宅の固定電話への着信から始まります。電話に出ないのが一番の詐欺対策です。補助を利用してすぐに対策を。詳細は市HPを参照するか、市市民安全課に問い合わせてください。

